

令和5年度第1回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	令和5年8月28日(月)午後2時00分～午後3時15分
開催場所	平塚市役所 本館5階 入札室
出席委員	梶田 佳孝 委員長 中込 光一 委員 大谷 孝徳 委員 柴田 直子 委員
事務局	契約検査課、下水道整備課、教育施設課、建築住宅課
傍聴者	なし

開会 梶田委員長の進行で開会する。

議題1 入札・契約手続の運用状況報告

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、令和5年1月13日から令和5年5月2日までに入札公告が行われた案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

委員：指名停止を受けている(株)セレスポ厚木営業所はどんな職種の業者か。

事務局：主にイベント等を請け負っている業者である。指名停止の理由は、東京五輪・パラリンピックのテスト大会を巡る入札において、同社専務取締役が独占禁止法第3条違反の疑いで逮捕されたためとなっている。

委員：令和5年1月13日から令和5年5月2日公告までの発注案件総括表だが、これは例年と同じくらいの割合となっているのか。

事務局：その通りである。

委員：随意契約の総額が少ないようだが、理由はあるのか。

事務局：案件の規模によって金額の差が大きい。今回は、少額案件が多かったため、全体の総額も小さくなっている。

委員長：質問がなければ議題2に移りたいと思います。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた中込委員から抽出理由を説明願います。

委員：(審議案件抽出理由説明書のとおり)

(1) 桜ヶ丘ポンプ場ほか4施設改築工事(プラント電気)その1

抽出理由：開札後、参加資格に係る事後審査を行った結果、落札者を決定したとのことで、参加資格を確認するため。

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過について説明】

委員：見積りは予定価格を決めるために徴取しているのか。

事務局：予定価格を算出する上での参考にするため、業者から徴取しているものである。

委員：落札者である三菱電機にも見積りを求めているのか。

事務局：その通りである。見積りの内容は、カメラ本体や制御盤等の機器に対するものとなっており、積算の参考とするために徴取している。工事費全体の見積りではない。

委員：機器については見積りを徴取し、工事費は公表されている単価等を使って積算をしているという考えで良いか。

事務局：その通りである。下水道事業団の積算要領に則り、平塚市としての予定価格を算出している。

委員：入札結果表に第1回入札額、第2回入札額、第3回入札額とあるが、どのように落札に至ったのか。

事務局：電子入札システムの仕様上、実際に3回の入札を行っていなくても第3回入札額の欄まで掲載されてしまうが、今回は1回しか入札を行っていない。そのため、第1回入札額の欄のみに記載があり、この記載された入札額に税を掛けた値が最終的な落札金額となっている。

委員：見積り依頼は4者に行っているが、最終的な決定金額は平均値をとるのか。

事務局：今回の工事は補助事業であったため、特別調査価格というものがある。そのため、徴取した見積りの金額を参考にしつつ、特別調査価格を採用したというところである。

委員：見積りを徴取した会社2者が参加しているが、それぞれの金額がかなり違う。これは、機器の見積の仕方が違ったということか。

事務局：そうかもしれない。事前に見積りを依頼された業者は、見積仕様書から使用する機器のおおよその台数など工事の概要を事前に知ることができるので、他の業者より有利になる面はあると思われる。

委員：見積りを依頼する会社はどのように選んでいるのか。

事務局：平塚市にあるポンプ場を新築する際、重電メーカーの元請として動いてもらった業者を選定している。

委員：事後審査を行った結果、資格を満たさないと判断される業者はいるのか。また、その際は業者にペナルティが科されるのか。

事務局：実際に事後審査で失格となる業者はいる。ケースとしては、添付資料が漏れてしまっていることが多い。ただし、ペナルティが科されることはなく、失格通知が手元に届くのみとなる。

委員：参加可能業者178者となっているが、これは事後審査で求めている実績を満たす業者の数か。

事務局：178者は登録業種や総合点数から絞り込んだ業者の数であり、実績を有しているかどうかは加味していない。実績についての情報は事前に調べることができないため、事後審査で確認をしている。

委員：実際に実績を有している業者は少ないということか。

事務局：実績があるかどうか事前に知る術がないのでわからないが、178者のうち、条件明示書等を読んで、参加できると判断した業者が入札していると思われる。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(2) 大野中学校給食受入施設増築工事

抽出理由：契約金額が1億円以上で落札率97.53%と高かったことで、競争性を確認するため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：同じような案件が複数あったとのことだが、落札率はどれも同じようなパーセンテージなのか。

事務局：おおよそ92%から97%の間に収まっており、抽出理由にもある通り、大野中学校給食受入施設増築工事が97.53%で一番高い落札率となっている。

委員：金額は大体同じくらいか。

事務局：大体1億前後である。

委員：不調も2件あるようだが、この後また入札を行い、落札者が決定しているのか。

事務局：その通りである。

学校関係の案件は例年似たような工事が同じ時期に多数公告されている。業者もその傾向を理解していて、積算等についても研究されていると思われる。そのようなこともあり、落札率が高く出るという側面はあるかもしれない。

委員：山下小学校本館校舎トイレ修繕(建築)については落札候補者辞退により不調となっているが、これは同日の別案件を落札したために辞退しているのか。

事務局：その通りである。理由は技術者が足りないためということであった。

委員：どの案件も参加業者は大体同じ顔ぶれなのか。

事務局：条件が同じであるため、参加業者も同一となる。

委員：業者は金額の大きい案件が取れると、以降の案件は辞退するという流れなのか。

事務局：どの案件に参加し入札するか、辞退するかは業者によるところである。技術者に余裕があれば複数案件落札することも可能と思われるが、そうでなければ、金額の大きいものがとれれば他は辞退するということもあると思う。

委員：業者は同日に参加案件すべてに入札し、開札後、落札候補者の状況がわかってから辞退するということが。

事務局：その通りである。第1位の落札候補者が辞退した場合には、第2位が繰り上がり落札候補者となる。

委員：大体毎年この時期にこのぐらいの件数が公告されるのか。

事務局：学校案件は工事を夏休みに行う関係で年度当初に集中する傾向があるが、今年は来年の9月から中学校給食が始まるため、給食受入施設増築工事が重なっているところはある。

委員：全ての学校について発注が終わったのか。

事務局：ここで全ての学校について工事業者が決まり、工事を進めている最中である。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(3) 教育会館耐震補強工事(地質調査業務委託)

抽出理由：入札に際し、最低制限価格未満失格が入札27社中20社あったので、最低制限価格の妥当性を確認するため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から業務の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：最低制限価格以下で失格となった業者が多いのは、事前に徴取した見積りの金額が高かったということか。

事務局：見積りについては工事の仕様を決めるために徴取した。積算における実際の単価は、公表されている物価資料のものを使い、国のマニュアルに従って算出している。

委員：業者は正しく積算する能力を持っていると思うのだが、なぜこれだけの業者が失格になってしまうのか。

事務局：最終的にくじ引きを行った2者は国のマニュアル通りに積算を行ったのではないかと考える。想定にはなるが、残りの業者については、一般管理費を低く見積もったのではないかと考える。一般管理費は福利厚生費などを積み重ねて算出されるが、一般的な民間業者では、ここに年間の売上高を加味している。業者は案件ごとに、一般管理費をどこまで抑えられるか考えて計算するので、その部分の考え方の違いが各社それぞれの入札額に現れたのではないかと考える。昨年同じような案件を発注した際は、各社から見積りをとってその価格を参考に予定価格を設定していた。各社はそれぞれ物価資料を参考に見積価格を算出しているが、こちらから採用する物価資料の月まで指定していなかった。物価資料に掲載されている単価は採用する月

によって異なるため、不公平感が生まれているのではないかと考えた。そのため、今回は採用する物価資料の月まで公表し、設計書を組み上げたところである。

委員：見積りを徴取した業者も失格になっている。見積りを徴取した業者の金額はそれぞれ違っていたのか。

事務局：それぞれ違って、やはり採用する物価資料の時期が違っていた。これを受けて、今回は、不公平感をなくすという観点から、設計書等に物価資料の採用時期を明記して公告を行ったところであった。業者が間違えないように、十分注意喚起を行ったが、結果的に伝わらなかった部分があったのかもしれない。

委員：次回同種の入札を行う際には、やり方の浸透が図られ、入札額のばらつきはなくなるのだろうか。

事務局：一般的に、入札後、業者は情報公開等の制度を活用し、単価の確認を行うことが多い。それと併せて引き続き設計書等に物価資料の採用時期を明記することで、やり方の浸透が図られていくものと考えている。

委員：見積りを依頼した業者はどのように選定したのか。

事務局：過去に発注した同様の調査業務に参加した実績のある業者から選定している。

委員：最初に審議した案件の見積り依頼業者は4者であった。今回の案件は3者だが、依頼を行う業者の数は決まっているのか。

事務局：契約検査課から全課に対し、予定価格を設定する際の参考とするため、見積りを徴取する場合は、原則3者以上から行うように通知を出している。

委員：見積りは有償なのか。

事務局：無償である。

委員：地質調査業務の参加者数は毎回これくらい多いのか。

事務局：その通りである。

委員：失格の業者が多かったことについて、昨今の物価の変動が激しいことも要因になっているのか。

事務局：材料費や人件費などの変動が激しいのは事実である。これにより混乱を招いている状況はあると思う。

委員：落札してから工事に入るまでの間に物価が上がってしまうこともあるのだろうか。

事務局：物価資料に掲載された単価も毎月のように上がっている。見積り当時の単価が入札時の単価よりも上がってしまうこともある。今回の入札にもそのようなことが影響していると思われる。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(4) 平塚球場・平塚競技場施設修繕

抽出理由：入札に際し、辞退3社、無効1社あるが、競争性の確認と入札無効の内容の確認のため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経過を説明】

委員：無効になった増田工業は隣接案件を有していることを知っていて、今回の案件に入札したのだろうか。

事務局：参加申請時に隣接工事を有していること、隣接工事について開札時点までに完成認定を受けていない場合は、無効となることを事前に通知している。工期が2月28日までであったため、完成することを見込んで参加したとも考えられる。

委員：隣接案件の工事の工期が伸びてしまっていたのか。

事務局：そのようなことはない。当初の予定通りである。

委員：隣接案件を持っていると入札自体に参加できないのか。

事務局：参加はできる。実際に増田工業も入札はしているが、開札をする前に、契約検査課で無効という扱いにしている。

委員：隣接案件の工期が今回の案件の工期と重なっているわけではないと思うが、開札時点において完成認定を受けていなければ無効という判断なのか。

事務局：そのとおりである。

この隣接要件は平塚市独自のものであり、他市では違う考え方をしているケースもある。

委員：完成認定を受けていれば良いとあるのだから、行政が早く完成認定をしていれば参加できたという側面もあるのだろうか。

事務局：それもあかもしれない。

他市では完了届を出していれば参加できるという判断をしているところもある。ただ、完成検査の段階で追加工事の指示が出るケースも考えられるので、どちらが良いかは判断が分かれるところである。

平塚市は受注機会を確保する目的で隣接要件を設けている。平成27年当時は200メートル以内の工事を隣接とみなしていたが、これも受注機会確保のために現在は緩和している状況である。また、他市では隣接要件を設けていないところもある。この辺りの考え方は各市町村によるところである。

委員：業者にとっては、平成27年当時よりも案件に参加しやすくなったということか。

事務局：受注機会は増えていると言える。

同じ敷地内で先に工事をしていた場合、機材等を置いておくことができるので、他の業者よりも有利になってしまう。隣接工事要件は公平性を保つために設けている。

委員：市内業者の育成という側面もあるのだろうか。

事務局：そのような側面もある。隣接要件がなければ、隣接工事を持っている業者が安く入札できるため、多くの案件を落札する可能性もあり、受注機会に偏りが出てしまう。

委員：同様の修繕はどれくらいの頻度で行われるのか。

事務局：バックネットの修繕は球場ができてから初めてのことである。競技場の観客席は塗装等も含めれば回数は多いが、5年以内には行われていない。

委員：3者辞退している業者があるが、何か理由があるのだろうか。

事務局：辞退している3者は隣接工事を持っていない業者である。辞退の理由はわからない。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・令和5年10月末をもって、任期満了に伴い退任となる委員から御挨拶いただいた。

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(午後3時15分閉会)